

# 京都市西京区桂坂もみのき第4地区建築協定

|                    |                  |
|--------------------|------------------|
| 建築協定区域             | 運営委員会連絡先         |
| 京都市西京区御陵峰ヶ堂町二丁目の一部 | 電話      —      — |

※ 確認申請提出前に運営委員会の承諾を受けて下さい。

## 協定内容（協定書より抜粋）

（目的）

第1条 この建築協定は、建築基準法（以下「法」という。）第69条及びこれに基づく京都市建築協定条例第2条の規定に基づき、第6条に定める建築協定区域（以下「協定区域」という。）内における建築物の敷地、位置、用途、形態及び意匠に関する基準を定め、住宅地としての環境を維持増進することを目的とする。

（建築物の敷地に関する基準）

第7条 協定区域内の建築物の敷地面積は、110平方メートル以上とする。

（建築物の位置に関する基準）

- 第8条 協定区域内の建築物の位置は、次の各号に定める基準によらなければならない。
- （1）建築物の外壁仕上面又はこれに代わる柱等の仕上面（以下「外壁面」という。）から道路境界線までの距離は、1.2メートル以上とする。ただし、自動車車庫の用途に供するものについてはこの限りではない。
  - （2）建築物の外壁面から隣地（水路を含む。）境界線までの距離は、0.7メートル以上とする。ただし、物置その他これらに類する用途に供し、高さ2.5メートル以下で、かつ、床面積の合計が7平方メートル以下である建築物及び自動車車庫の用途に供する建築物（以下「付属建築物」という。）については、この限りではない。

（建築物の用途、形態等）

- 第9条 協定区域内の建築物の用途、形態等は次の各号に定める基準に適合しなければならない。
- （1）次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。
    - ア 1戸建ての専用住宅（住宅宿泊事業法第3条第1項の届出を行って営む住宅宿泊事業の用に供するものを除く。）
    - イ 建築基準法施行令第130条の3各号に定める兼用住宅
    - ウ 診療所（獣医院を除く。）
    - エ 集会所（当該地区住民の町内会等の活動の用に供するものに限る。）
    - オ 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に定める公益上必要な建築物
    - カ アからオに付属する建築物で、第16条に定める委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたもの。
  - （2）建築物は全体的に光沢のないものとし、屋根及び外壁の形態、使用する材料、色彩の取扱い、次の表に定める基準によるものとする。ただし、付属建築物については色彩の取扱いについてのみこの基準によるものとする。

|        | 屋根                                                           | 外壁                                         |
|--------|--------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 形態     | 切妻、寄棟、入母屋、方形                                                 | 大壁、真壁                                      |
| 使用する材料 | 和瓦（棧瓦、平瓦）、セメント瓦（棧瓦、平瓦）、着色石綿スレート板、アスファルトシングル、銅板、金属板（折り板型を除く。） | リシン搔落し、色モルタル搔落としタイル、吹付けタイル、スタッコ、サイディングボード等 |
| 色彩     | 黒色系統、グレー系統、茶系統、モスグリーン系統                                      | 気褐色（じゅらく色）系統、灰色系統、薄茶色系統、白系統                |

(広告物)

第10条 協定区域内の敷地内に看板等の広告物を設置又は掲示してはならない。ただし、当該協定区域内における宅地若しくは住宅の販売を目的とするもの、協定区域表示板又は次の各号に定める基準に適合し、委員会の承認を受けたものについては、この限りでない。

- (1) 土地の所有者等の自己の用に供するもの
- (2) 敷地1区画につき看板等の表示面積の合計が1平方メートル(診療所にあつては5平方メートル)以下のもの
- (3) 看板等の広告物が各敷地境界線から0.9メートル以上後退したもの(診療所の用に供する広告物を除く。)
- (4) 屋外広告物法及び京都市広告物等に関する条例に適合するもの

(公共施設の場合の制限の緩和)

第11条 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に定める公益上必要な建築物及び工作物については、第7条、第8条及び第9条第1項第2号に定める規定は適用しない。

# 付近見取図



## 京都市西京区桂坂もみのき第4地区建築協定区域区画図

